第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（平成21年６月30日）	提出日現在発行数（株）（平成21年８月12日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,070,018,213	2,070,018,213	東京・大阪・名古屋各市場第一部、ロンドン、フランクフルト、スイス	単元株式数1,000株
計	2,070,018,213	2,070,018,213	－	－

（注）「提出日現在発行数」の欄には、平成21年８月１日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。）により発行した株式の数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した、平成21年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成14年５月27日発行）は、平成21年５月27日に満期償還しております。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

① 平成22年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成19年８月31日発行）

	第１四半期会計期間末現在 （平成21年６月30日）
新株予約権付社債の残高(百万円)	100,000
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)１.	111,111,111
新株予約権の行使時の払込金額(円／株)(注)２.	900
新株予約権の行使期間(注)３.	平成21年５月28日から平成22年５月24日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)２.	発行価格 900 資本組入額 450
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権１個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。なお、各本社債の額面金額は、100百万円である。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．本新株予約権の行使により当社が新たに発行またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を、下記２．記載の転換価額で除した数とする。ただし、１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

２．（１）転換価額は、当初900円とする。

（２）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合等を除く）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行または処分株式数} \times \text{１株当たりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む）または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

３．①当社が本社債を繰上償還する場合（繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く）には、繰上償還日の東京における３営業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）後、②本社債が本新株予約権付社債所持人の選択により繰上償還される場合には、償還請求通知書が本新株予約権付社債の要項に従って本社債の支払代理人の営業所に預託された時より後、③買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、④当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。
ただし、いかなる場合も平成22年５月24日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間（かかる期間は、30日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日以降14日以内に終了するものとする）は行使することができないものとする。

② 平成23年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成19年８月31日発行）

	第１四半期会計期間末現在 （平成21年６月30日）
新株予約権付社債の残高(百万円)	100,000
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)１．	111,111,111
新株予約権の行使時の払込金額(円／株)(注)２．	900
新株予約権の行使期間(注)３．	平成21年５月28日から平成23年５月24日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)２．	発行価格 900 資本組入額 450
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権１個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。なお、各本社債の額面金額は、100百万円である。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．本新株予約権の行使により当社が新たに発行またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を、下記２．記載の転換価額で除した数とする。ただし、１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

２．(１)転換価額は、当初900円とする。

(２)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合等を除く）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行または処分株式数} \times \text{１株当たりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む）または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

３．①当社が本社債を繰上償還する場合（繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く）には、繰上償還日の東京における３営業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）後、②本社債が本新株予約権付社債所持人の選択により繰上償還される場合には、償還請求通知書が本新株予約権付社債の要項に従って本社債の支払代理人の営業所に預託された時より後、③買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、④当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。
ただし、いかなる場合も平成23年５月24日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間（かかる期間は、30日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日以降14日以内に終了するものとする）は行使することができないものとする。

旧商法に基づき発行した新株引受権（ストックオプション）は、次のとおりです。

① 平成12年６月29日定時株主総会決議

	第１四半期会計期間末現在 （平成21年６月30日）
新株予約権の数(個)	－
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円／株)(注)	3,563
新株予約権の行使期間	平成12年８月１日から平成22年６月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 3,563 資本組入額 1,782
新株予約権の行使の条件	(１)権利を付与された者は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(２)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (２)この他、権利行使の条件は、平成12年６月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

(注) 当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券または時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 平成13年６月26日定時株主総会決議

	第１四半期会計期間末現在 （平成21年６月30日）
新株予約権の数(個)	－
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	310
新株予約権の行使時の払込金額(円／株)(注)	1,450
新株予約権の行使期間	平成13年８月１日から平成23年６月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 1,450 資本組入額 725
新株予約権の行使の条件	(１)権利を付与された者は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(２)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (２)この他、権利行使の条件は、平成13年６月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

(注) 当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券または時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成21年４月１日～平成21年６月30日	－	2,070,018	－	324,625	－	－

（５）【大株主の状況】

当第１四半期会計期間において、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドほか２社の連名により、平成21年２月16日付で当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出され、またこれに関する訂正報告書が平成21年４月30日付にて提出されておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、当該訂正報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド	4,488	0.20
日興アセットマネジメント株式会社	16,561	0.72
日興シティグループ証券株式会社	222,411	9.70
シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク	1	0.00
合　計	243,462	10.62

上記保有株券等の数には、新株予約権付社債券の保有に伴う保有潜在株式の数が合計で222,850千株含まれております。

当第１四半期会計期間において、アライアンス・バーンスタイン株式会社ほか２社の連名により、平成21年６月30日付で当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書（報告義務発生日　平成21年６月23日）が関東財務局長に提出されておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	180,650	8.73
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	18,113	0.88
アライアンス・バーンスタイン株式会社	6,386	0.31
合　計	205,149	9.91

アライアンス・バーンスタイン株式会社ほか２社の連名により、平成21年８月５日付で当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書（報告義務発生日　平成21年７月31日）が関東財務局長に提出されておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	157,510	7.61
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	17,682	0.85
アライアンス・バーンスタイン株式会社	7,653	0.37
合　計	182,845	8.83

（６）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　2,822,000	－	－
	（相互保有株式） 普通株式　128,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　2,051,087,000	2,051,087	－
単元未満株式	普通株式　15,981,213	－	－
発行済株式総数	2,070,018,213	－	－
総株主の議決権	－	2,051,087	－

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が39,000株（議決権の数39個）含まれております。

②【自己株式等】

平成21年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
富士通株式会社	東京都港区東新橋一丁目５番２号	2,822,000	－	2,822,000	0.14
北陸コンピュータ・サービス株式会社	石川県金沢市駅西本町二丁目７番21号	18,000	40,000	58,000	0.00
株式会社北海道電子計算センター	札幌市中央区南一条西十丁目２	50,000	－	50,000	0.00
株式会社テクノプロジェクト	島根県松江市学園南二丁目10番14号	9,000	－	9,000	0.00
中央コンピューター株式会社	大阪市北区中之島六丁目２番27号	4,000	4,000	8,000	0.00
株式会社東和システム	東京都千代田区神田小川町三丁目10番地	－	3,000	3,000	0.00
計	－	2,903,000	47,000	2,950,000	0.14

（注）１．上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が900株存在しております。

２．北陸コンピュータ・サービス株式会社、中央コンピューター株式会社及び株式会社東和システムの他人名義所有株式は、ＦＳＡ富士通持株会名義の株式のうち、各社が議決権行使の指図権を有する持分です。

２【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年４月	５月	６月
最高（円）	444	541	546
最低（円）	361	475	480

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。